

年金はいつからもらえるのか？

厚生年金・国民年金や所得控除対策として支払っている小規模共済、確定拠出年金等、所得控除されているものの受給についてまとめます。受給時の対応により税額に影響がでるものもありますので事前のご検討をお願いします。

所得控除対策	受給条件	受給年齢	収入制限	受取方法	課税処理
国民年金	加入期間10年以上	65歳	無	分割受取	公的年金控除
厚生年金 男性 (女性)	加入期間10年以上 昭28.4.2~30.4.1 (昭33.4.2~35.4.1)	61歳	65歳未満 28万円 65歳以上 46万円	分割受取	公的年金控除
	昭30.4.2~32.4.1 (昭35.4.2~37.4.1)	62歳			
	昭32.4.2~34.4.1 (昭37.4.2~39.4.1)	63歳			
	昭34.4.2~36.4.1 (昭39.4.2~41.4.1)	64歳			
	昭36.4.2~ (昭41.4.2~)	65歳			
小規模共済	・廃業 ・65歳以上	同左	無	・一時受取 ・分割受取 ・併用受取	・退職控除 ・公的年金控除 ・併用
国民年金基金	請求書の提出	60歳~	無	・分割	・公的年金控除
確定拠出年金	60歳以上 10年以上加入	60歳~	無	・一時受取 ・分割受取 ・併用受取	・退職控除 ・公的年金控除 ・併用
個人年金保険	契約による	60歳~	無	・10年確定 ・終身年金	雑所得

夏季休業のお知らせ

夏季休業期間：平成30年8月13日（月）から15日（水）
8月16日（木）から通常営業いたします

歯科会計

医療設備と診療収入

1. ユニット台数と診療収入



(1) ユニット1台当りの保険患者数は7人から8人を基準数に！

- ① ユニット2台から3台増設への目安に（ユニット増設が保険収入の増加に）
- ② 安定期（ユニット3台まで）までは1台当り患者数はほぼ基準数、4台目以降は人員増により患者数増へ

(2) ユニット4台以上で自由診療収入の規模アップ！

- ① 自由診療収入とユニット台数は基準数までは大きな差異はなし
- ② 保険収入と同様に4台目以降、人員増と併せて自由診療収入増加傾向に

2. ユニット以外の医療設備導入率

医療設備	平成28年	平成29年	前年比
口腔外バキューム	46.2%	52.9%	114.6%
レーザー	37.6%	40.9%	108.9%
デジタルレントゲン	82.4%	85.8%	104.2%
CADCAM	6.3%	7.1%	112.3%
マイクロスコープ	20.8%	24.9%	119.6%
CT	34.8%	40.0%	114.8%

歯科経営セミナーのテキストをご送付しました

平成30年7月1日開催の歯科経営セミナーのテキストを歯科会計のお客様にご送付いたしました。ご送付したテキストに歯科経営データのダイジェスト版が挿入されていますので、ご自身の診療所データと併せてご活用下さい。

ドクター会計

災害義援金の税務処理

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日ごろにかけて降り続いた豪雨は、西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。テレビの画面を通じて被災地の状況を見るたびに心が痛みます。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

こうした災害により被害を受けられた方を支援するため、被災地の地方公共団体や、日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金等において義援金を募集しています。

今回は、この義援金の税務処理についてまとめます。

1. 言葉の意味

支援金・・・被災地等で復興支援活動を行う N P O 団体等に対してのお金です。

義援金・・・お見舞金等被災者の方への直接的な支援となります。公平・平等に分配されるため被災地に届くまで時間がかかります。

寄付金・・・支援金、義援金を含むもっと大きな意味を持ち、被災地や被災者のためだけに限りません。

2. 義援金に関する税務上の取り扱い

個人・・・所得税・住民税合わせて支出した義援金から 2,000 円を引いた税金が控除されます。
(ふるさと納税と同様、限度額あり)

法人・・・国等に対する寄附金として全額が損金となります。

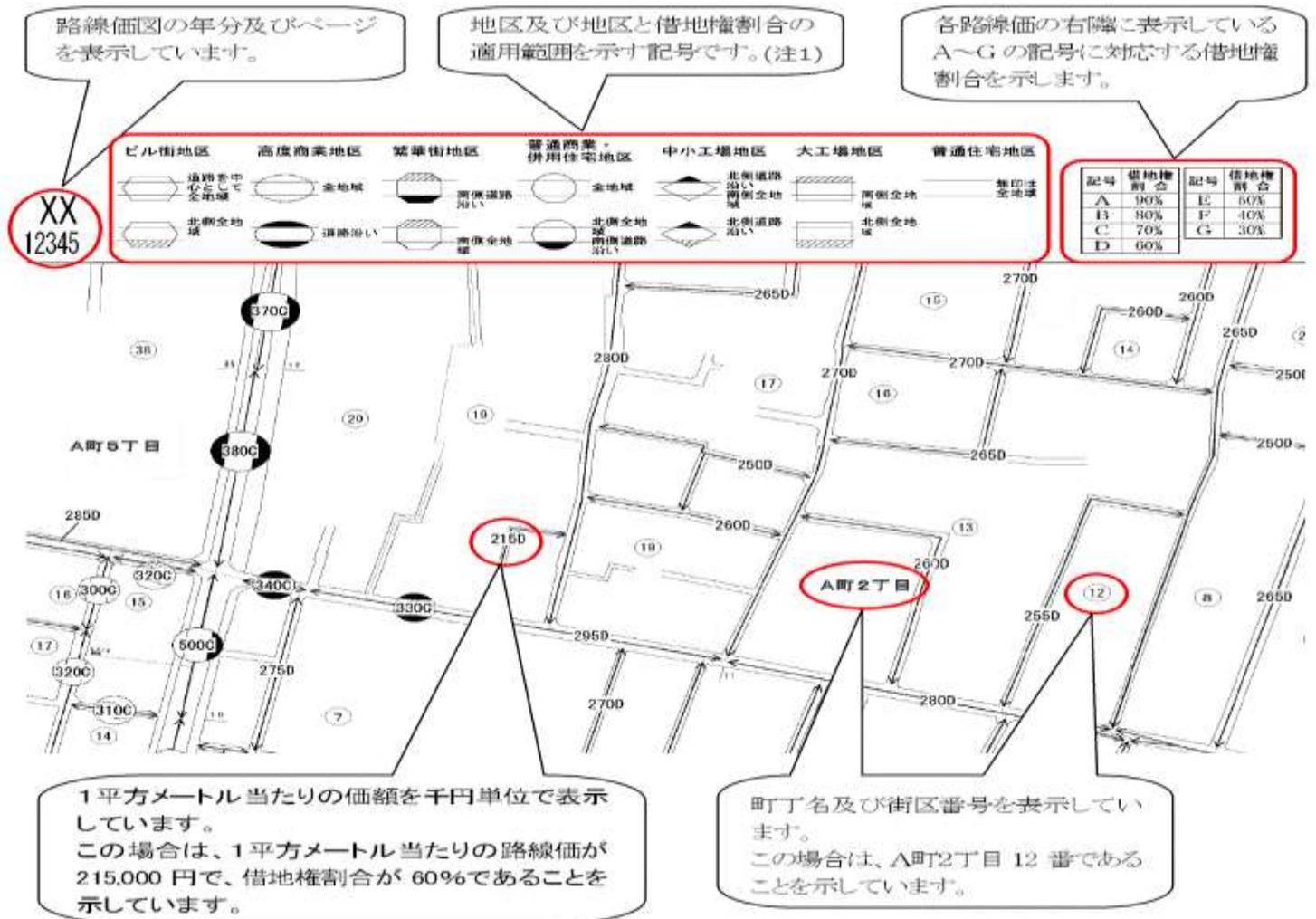
義援金の支出先	個人(所得税)	法人(法人税)
1. 国または地方公共団体	寄付金控除の対象(2,000 円を超える寄附合計が寄附金控除額、所得の 40%相当が限度)	国等に対する寄附金として全額損金算入
2. 日本赤十字社・中央共同募金	同上	同上
3. 公益社団法人 公益財団法人 認定NPO法人 (主たる目的である業務に関連するものに限る)	寄付金控除の対象 (一定の条件を満たす法人の場合は、寄付金特別控除(税額控除)との選択適用可)	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲で損金算入
4. 上記 1~3 以外	寄付金控除の対象外	一般の寄付金として損金算入限度額の範囲で損金算入

医療承継

平成 30 年分の路線価の状況

土地の評価指標の一つである平成 30 年分の路線価が 7 月 2 日に公表されました。路線価は相続税や贈与税算定においてその評価に用いられ、1 m²あたりの評価額としてあらわされます。

なお路線価は土地取引の指標となる地価公示価格の 8 割程度の価格となっており、売買取引における時価とは異なるものです。場所によって大きな差が生じる可能性があります。路線価の 1.25 倍が概ねのその土地の時価と推定されます。



平成 30 年度の路線価をみると全国平均で前年比 0.7%アップと 3 年連続で上昇しています。東京、大阪、愛知など都心部及び観光需要でのびた沖縄など 18 都道府県が上昇した一方、東北・北陸・四国など地方圏の 29 県が前年比でマイナスとなっています。

個別的には銀座の鳩居堂（きゅうきょどう）前が m²単価 4432 万円と 33 年連続 1 位となっているほか、北海道のニセコにおいては訪日外国人観光客によるインバウンド需要のもと前年比上昇率 88.2%（m²単価は 32 万円）と大きな上昇率となりました。